

1

## 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮

- ・協議を調えることによって、届出時期が6ヶ月前から30日前までに短縮

2

## 路線不定期運行又は区域運行の実施にかかる弾力化

- ・協議を調えることによって、当該運行の実施が可能

3

## 使用する車両の弾力化

- ・協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能

4

## 最低車両数の弾力化

- ・営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両＋予備1両）が緩和

5

## 車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例

- ・他の旅客自動車運送事業と車両を併用することが可能

6

## 行政処分等により事業計画変更（拡大）が制限されている場合の特例

- ・協議を調えることによって、弾力化が図れる。ただし、新規許可申請には適用されない

7

## 処理期間の短縮

- ・事業許可について3ヶ月が2ヶ月に、事業変更については1ヶ月に処理期間が短縮

8

## 公安委員会の意見を聴取することの簡素化

- ・路線を所管する公安委員会（警察）が委員として参画している場合は交通保安上の意見照会省略

9

## バリアフリー基準の適用除外

- ・地域の同意、自治体からの要請等により、車両構造要件であるバリアフリー基準の適用除外認定を受けることが可能